

公益社団法人埼玉県医療社会事業協会
育児休業等による会費免除に関する会費細則

1 趣旨

会員の出産と育児・介護・自身の傷病などの事情により現任業務から離れても、協会の一員として在籍することを保証するため、会費の免除規程を設ける。

2 対象

免除の対象者は、埼玉県医療社会事業協会会員であり、1年以上の加入期間があること。

3 免除要件

離職・休職が、次年度以降に及び、次の要件のいずれか一つに該当すること。

- ① 出産・育児・介護等で、6か月間以上離職ないしは休職を余儀なくされている場合。
- ② 傷病などが原因で長期療養により、6か月間以上離職ないしは休職を余儀なくされている場合。
- ③ 災害等による場合で、理事会において承認された場合。
- ④ その他、理事会において必要と認めた場合。

4 方法

- ① 離職・休職を開始した年度の会費は、全額支払う。
- ② 3の免除要件の一つに該当する場合は、「申請書」に事実を証明する書類（職場に提出した申請書あるいは承認書、証明書のコピーなど）を添付して、会長に申請する。
- ③ 理事会において適否を審査し、決定の内容を申請者に書面で通知する。
- ④ 申請期限は、申請要件を満たした日より6か月以内とし、過去にさかのぼっての申請は認めない。
- ⑤ 会費免除は、職場に復帰した日の属する年度分とする。
- ⑥ 財務部は、免除対象者に対し、該当する年度の会費の請求を行わない。

附則

本細則は令和5年4月20日から施行する。

会長	財務部長

様式18号

令和 年 月 日

会費免除申請書

公益社団法人
埼玉県医療社会事業協会 様

社員番号 _____

氏 名 _____

所属機関 _____

自宅住所

〒 _____

電話 _____

公益社団法人埼玉県医療社会事業協会 会費免除規程により会費の免除を申請します。

免除の理由 □にチェックを入れてください	<input type="checkbox"/> 長期療養により、一定期間離職ないし休職したため <input type="checkbox"/> 出産・育児・介護等で、一定期間休職したため <input type="checkbox"/> 災害により離職ないし休職したため
免除理由が証明できる書類 添付書類、a～dに○を付けてください	a、産前産後及び育児休業証明書 b、休職証明書 c、被災証明書 d、その他()
入会日	昭和・平成・令和 年 月 日
休職期間	令和 年 月 日 ～ 令和 年 月 日

※会費等の未納がある場合は申請できませんのでご注意ください。